

諮問内容

**1 傷病手当金の支給について**

・新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金を支給する。

**(1) 傷病手当金制度の概要**

傷病手当金は、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な給与等が受けられない場合に健康保険から支給されるもので、支給額は、被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分した標準報酬月額をもとに計算されます。

市町村国民健康保険では様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、「条例等を制定し実施することができる」とされていますが、実施している保険者はありませんでした。

**(2) 傷病手当金を支給する理由**

令和2年3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した緊急対応策第2弾に、被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手当金を支給することで、休みやすい環境を整備し、感染拡大を防止しようとするものです。

なお、国は支給額全額を特別調整交付金で財政支援するとしています。

**(3) 改正概要**

対象者	被用者（給与の支払いを受けている者に限る）のうち、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に限る）。 当該期間の給与額等の全部または一部を受けることができる場合は支給対象としない。ただし、その受けることができる給与等の額が下に示す支給額計算式で算出される額より少ない場合は、その差額を支給する。
支給期間	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日
支給額	1日当たりの支給額【＝（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×2/3】×支給対象となる日数（ただし日額は30,887円を上限とする） ※給与収入は事業主が証明する。

適用期間	令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし入院が継続する場合等は最長1年6か月）
「労務に服することができない期間」の確認	医療機関の証明による。医療機関未受診者の場合は勤務先の証明。

**（４） 県内の支給検討状況（令和2年4月6日現在）**

県内54市町村のうち「支給する（支給する方向で検討も含む）」は69%の37市町村であり、「検討中」が31%、「支給しない（支給しない方向で検討も含む）」は0でした。